

令和6年度  
市内事業者  
事業刷新支援  
事業補助金



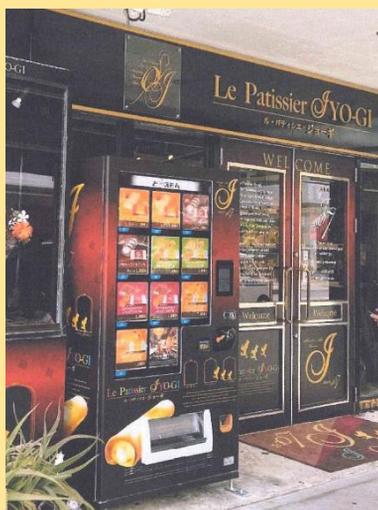
# 事業者の新事業挑戦を 応援します！



業態転換や新事業への挑戦など、取り組みに要する経費の一部を補助します。

## 例えば…

(令和5年度実績より)



スイーツの冷凍自動販売機を設置し販路を拡大



カレー屋がソフトクリーム製造設備を導入し新メニューを開発



旅行会社がドローンビジネスを新たに事業展開

新たなチャレンジで顧客開拓を目指しませんか？

問合せ・申込み

那覇市 経済観光部

商工農水課 (産業政策グループ)

☎098-951-3212

詳しくはこちらから



# 補助の流れ

**STEP1**  
申請

**STEP2**  
審査

**STEP3**  
補助決定

**STEP4**  
事業開始

## 公募開始

令和6年6月5日

【第1期締切】

令和6年6月27日

【第2期締切】

令和6年8月27日

【第3期締切】

令和6年10月30日

※いずれも消印有効

## 審査方法

事業者によるプレゼンテーション。

那覇市経済観光部所管事業審査委員会が審査・採択を行う。

## 決定時期（予定）

【第1期受付分】

6月中旬

【第2期受付分】

9月上旬

【第3期受付分】

11月上旬

## 補助額

・総事業費の2/3以内  
・限度額100万円  
※予算の範囲内とする。

令和7年1月までに事業完了。

## 対象者要件

1. 創業から1年を経過している市内事業者。
2. 暴力団員又は暴力団関係者に該当しないこと。
3. 市税を滞納していないこと。

## 対象事業

1. 業態転換や新事業への取り組みであること。
2. 金融機関等と相談して策定した経営計画であること。
3. 総事業費が150万円未満であること。
4. 国・県の実施する類似事業の対象とならないもの。
5. 市域経済の振興に資する事業であること。

## このような事業は**対象外**です

- 過去に提供・製造していたサービス・製品を再び行うもの  
⇒ 市場、顧客に新規性がないため不可
- 単に製品の種類を増やすだけのもの  
⇒ 設備投資が伴わないものは不可
- 通販のため既存ECサイトへ登録する、又は宅配のため既存の宅配サービスサイトに登録するといったもの  
⇒ 単に他社サービスを利用するだけのものは不可
- システム・アプリ開発等を生業としている事業者が新たなECサイト等を立ち上げるといったもの  
⇒ 本来の事業内容の延長に過ぎないため不可